

表1 市区町村と児童相談所の機能の相違

	特徴的な機能	支援の基本スタンス
市区町村	○サービス提供によるサポーターティブな支援	予防と支援的関与
児童相談所	○立入調査、一時保護、入所措置、親権制限などの法的権限行使 ○心理学的・精神医学的診断に基づく支援（クリニック機能）	枠組みづくりと介入的関与

出所：川松亮編著『市区町村子ども家庭相談の挑戦』明石書店、2019年を基に筆者作成。

るのだと思います。しかし、児童相談所と市区町村の役割は、かなり重複する部分があることも確認しておく必要があります。児童虐待事例に向き合うとき、ここまでが介入的な支援で、ここまでがサポーターティブな支援と区切ることは現実的ではありません。両方のスタンスを児童相談所、市区町村とも（濃淡はありながら）持ち合わせる必要があります、両者の役割は流動的な部分があります。また、通報する側は両者の役割を理解することは通常なく、市区町村がリスクの高い事例に応じることはよくあることです。後方支援を主に担う職員として、市町村支援児童福祉司が配置されています。

削除

また、この表にはありませんが、「運営指針」にある市区町村の後方支援も児童相談所の重要な機能です。市区町村の児童相談体制は、人口規模の違いなどもあって格差が大きいため、運営について専門的な助言や相談活動をサポートする必要があります。後方支援を主に担う職員として、市町村支援児童福祉司が配置されています。

最後に、市区町村が児童虐待や子ども相談対応において児童相談所とともにフロントラインに立ったということは、より大局的な視点からは、子どもの福祉や虐待対策のパラダイム変化の舵を日本も切り始めている

[訂正]  
重複のため削除。

ともいえます。そのことは、最後にまた触れたいと思います。

(3) 一時保護機能と措置機能

児童相談所に固有の機能として一時保護機能と措置機能があります。市区町村には付与されていないものです。特に、一時保護機能は虐待事件が起きるたびに、児童相談所が、なぜその権限を適切に行使用しなかったのかと追及されることが度々です。一方で、その権限の強さから時に児童相談所の「やりすぎ」として批判の対象となる点です。

児童福祉法では児童相談所長の判断のみで、子どもを家庭から離すことができるようになってきます。こうした権限の強さに一定の枠をつけるために、2017年改正で、2か月以上保護を継続し親権者の意に反する場合には家庭裁判所の承認を得なければならなくなりました（入所措置の承認等の申し立てがなされている場合を除く）。こうした司法関与の強化は必要な制度変更であったのですが、一方で審判の申し立てなどの事務手続きが増え、児童福祉司の負担増につながっています。一時保護ののち、必要によっては、里親や児童養護施設への入所（委託）措置がなされます。ただ、措置後も児童相談所は児童福祉司を中心に関与を続けていきます。ひとつには、保護者が安全安心な養育環境を整え、子どもと一緒に生活を再度送れるようにさまざまな面から支援を継続していきます。そのなかには、ペアレントトレーニングのような育児スキルの向上を目指すものもありますし、仕事など経済面での安定が図られるような支援も含まれます。